

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○
○○○○

処 分 庁 うるま市長 島袋俊夫

審査請求人が平成30年8月6日に提起した審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成30年7月18日付けで、「平成29年1月19日付け、う消総第〇〇〇号で通知した公文書とそれ以外の平成27年1月から平成30年7月18日までの保有個人情報(秘書広報課)」についての自己情報開示等請求書を提出した。
- 2 処分庁は、平成30年8月1日付けで、個人情報不存在による請求拒否決定(以下「本件処分」という。)を行い、同日、個人情報不存在による請求拒否決定通知書(う企秘第〇〇〇号)を特定記録郵便で審査請求人に送付した。
- 3 審査請求人は、平成30年8月6日付けで、うるま市長に対し、処分庁の処分に不服である旨の文書(以下「本件審査請求書」という。)を処分庁に提出した。
- 4 処分庁は、提出された本件審査請求書の様式では、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第19条第2項により審査請求書に記載しなければならないとされている事項が不備となるため、審査請求書の書き換えをする必要があるとして、平成30年8月10日付けで、審査請求人に対し、同年8月24

日を期限として審査請求書の書き換えを求める旨及び書き換え後の審査請求書が提出されない場合は本件審査請求書で手続を進める旨の文書を特定記録郵便で審査請求人に送付した。

- 5 処分庁は、審査請求人が平成30年8月17日に処分庁に来庁した時に、4についての文書を処分庁に置いて帰られたため、同年8月22日、同文書を審査請求人に対し、同年9月5日を期限として再送付した。
- 6 審査請求人は、平成30年9月5日の期限を経過しても書き換え後の審査請求書を提出しなかった。
- 7 処分庁は、4、5及び6により、平成30年10月2日、本件審査請求書を審査庁に送付した。
- 8 審査庁は、平成30年10月2日、本件審査請求書を受理した。
- 9 審査庁は、本件審査請求書の記載事項に不備が認められるとして、平成30年10月11日付けで審査請求人に対し、同年10月25日を期限として当該不備の補正を命じた。
- 10 審査請求人は、平成30年10月25日の期限を経過しても補正に応じなかった。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張は、要領を得ないものであるが、本件処分により不存在とされた個人情報に係る公文書は存在するはずであるから、その自己情報の開示を求めることを理由として、本件処分の取消しを求めていると解される。

理 由

- 1 法による審査請求をするには、法第19条第2項に掲げる事項を記載した審査請求書を提出する必要があるが、審査庁は、審査請求書が同条の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その補正すべきことを命じなければならないとされている（法第23条）。
- 2 また、審査請求人が法第23条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、同法第2章第3節の審理手続を経ないで、法第45条第1項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる（法第24条第1項）。
- 3 これを本件についてみると、本件審査請求書には、次のとおり記載事項の不備が認められる。

- (1) 審査請求に係る処分の内容が不明確である。
 - (2) 審査請求の趣旨が不明確である。
 - (3) 審査請求の理由が不明確である。
 - (4) 処分庁の教示の有無及び内容が不明確である。
- 4 3の不備について、審査庁より前記事案の概要9のとおり補正を命じているが、審査請求人は補正期限を経過しても補正に応じなかったことが認められる。
- 5 よって、本件審査請求は、その余の点について判断するまでもなく不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年11月1日

審査庁 うるま市長 島袋 俊夫

(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。